

消防法施行令改正

義務化!

小規模飲食店に 消火器設置



平成28年12月22日の新潟県糸魚川市における大規模火災を受けて、消防法施行令が改正され、平成31年10月1日から飲食店等における消火器具の設置に関する基準が強化されます。

改正前

延べ面積 150㎡以上 の飲食店等は、消火器具の設置が必要です。

改正後

延べ面積 150㎡未満 の飲食店等にも消火器具の設置が必要となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置不要です。

- 1 火を使用する設備や器具（※1）を設けていない場合
- 2 火を使用する設備や器具に、調理油過熱防止装置、自動消火装置及び圧力感知安全装置などの防火上有効な対策（※2）がとられている場合

（※1）及び（※2）の詳細については、裏面をご参照ください。

※延べ面積150㎡以上の飲食店等は、改正前と同様に消火器具の設置が必要です。

(※1) 火を使用する設備 (※注)・器具とは？

飲食物を提供するため、調理を目的として、消防法第9条に規定する「火を使用する設備 (※)」または「火を使用する器具」が当てはまります。

例：コンロ・グリル・七輪・カセットコンロ等（IHコンロは除く）

(※) 設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいいます。

(※2) 防火上有効な対策とは？

調理油過熱防止装置：鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止して火を消す装置

自動消火装置：火を使用する設備又は器具の火災を自動的に感知し消火薬剤を放出して火を消す装置

圧力感知安全装置：過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し自動的にガスの供給を停止して火を消す装置

(注意)

鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止する「立ち消え防止安全装置」は、防火上有効な対策には、該当しません。

設置した消火器具は定期的に点検及び報告が必要です。

設置した消火器具は点検を実施し、その結果を1年以内ごとに守口市の建物は守口消防署へ、門真市の建物は門真消防署へ報告してください。

参考：総務省消防庁の「消火器点検アプリ」が活用できます。

「App Store」や「Google Play」でダウンロード可能